

事務処理の遅延に関する職員の懲戒処分について

1. 事案の概要

(1) 子育て応援クーポン支給事業のうち令和4年度新規事業で中学卒業生1人につき5万円分のP券を支給する事業について、令和4年度内に事務処理が完了していませんでした。直接配布等により7月11日までに支給(配布)済となっています。(対象者23人)

(2) 物価高騰対策子育て世帯支給事業(令和4年度のみ)について、これは未就学児1人につき2万円分のP券を支給するものですが、令和4年度中に事務処理が完了していませんでした。対象児の世帯へ簡易書留郵送等により8月上旬には配達(支給)済となっています。(対象者155人)

2. 処分内容

前子育て支援課長(50歳代)

・懲戒処分 戒告 ・令和5年8月1日付けで実施

なお、本人の申し出により「課長等の職務」から「係長の職務」へ降任としました。

3. 今後の対応について

すべての事務処理を複数人で確認すること、特に課等の長が主に事務処理をする場合も、係長以下の者が確認し事務処理の遅延、誤りが発生しないようにします。

4. 町長としてのお詫び

今回の件を契機に、全体の奉仕者として自覚するとともに、全力で職務に専念し、報告・連絡・相談を常に行うことを再度全職員に徹底してまいります。町民の皆さんに不信感やご心配をおかけし誠に申し訳ございませんでした。町民皆様の信頼回復に向け全力で努めてまいります。